

# 建設分野における外国人材の受入れ状況等について

---

令和5年7月5日

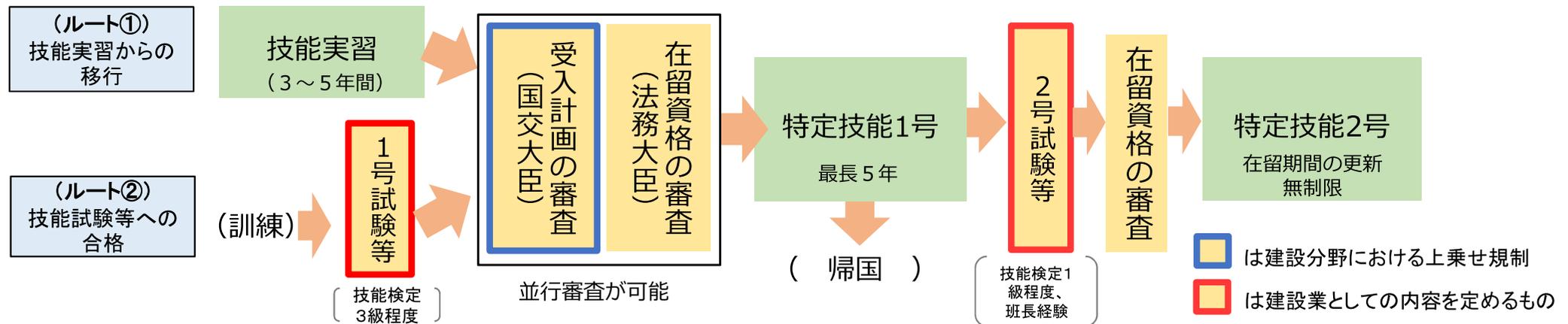
国土交通省 東北地方整備局

# 建設分野における特定技能制度の概要

## ○建設分野における「特定技能1号」の在留資格の取得方法

以下の2ルートのうちいずれかにより、「特定技能1号」の在留資格を得ることが可能。

- ①技能実習2号を良好に修了(又は技能実習3号を修了)
- ②以下の試験の両方に合格
  - (a)技能評価試験: 「技能検定3級」又は「建設分野特定技能1号評価試験」
  - (b)日本語試験 : 「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験(N4以上)」



## ○建設分野における上乗せ規制の概要

- 1) 業種横断の基準に加え、建設分野の特性を踏まえて国土交通大臣が定める特定技能所属機関(受入企業)の基準を設定
- 2) 当該基準において、建設分野の受入企業は、受入計画を作成し、国土交通大臣による審査・認定を受けることを求める
- 3) 受入計画の認定基準
  - ①受入企業は建設業法第3条の許可を受けていること
  - ②受入企業及び1号特定技能外国人の建設キャリアアップシステムへの登録
  - ③特定技能外国人受入事業実施法人(JAC)への加入及び当該法人が策定する行動規範の遵守
  - ④特定技能外国人の報酬額が同等の技能を有する日本人と同等額以上、安定的な賃金支払い、技能習熟に応じた昇給
  - ⑤賃金等の契約上の重要事項の書面での事前説明(外国人が十分に理解できる言語)
  - ⑥1号特定技能外国人に対し、受入れ後、国土交通大臣が指定する講習または研修を受講させること
  - ⑦国又は適正就労監視機関による受入計画の適正な履行に係る巡回指導の受入れ等

# 建設分野における外国人材の受入れ状況

- 建設分野で活躍する外国人の数は約11万人で、全産業の約6.4%
- 在留資格別では技能実習生が最多(2021年：約7万人)で、近年増加傾向（ただし、実習制度であり就労制度ではない）
- 2015年から、オリンピック・パラリンピック東京大会の関連施設整備等による一時的な建設需要の増大に対応するため、技能実習修了者を対象とした「外国人建設就労者受入事業」を開始（2022年度をもって終了予定）
- 特定技能外国人は、コロナ禍による入国制限の影響もあるものの、人数は増加中（12,776人：2022年12月末現在）
- 2022年4月に、2号特定技能外国人が建設分野において初認定（8人：2022年12月末現在）

## 建設分野に携わる外国人数

(単位：人)

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
全産業	686,246	682,450	717,504	787,627	907,896	1,083,769	1,278,670	1,460,463	1,658,804	1,724,328	1,727,221
建設業	12,830	13,102	15,647	20,560	29,157	41,104	55,168	68,604	93,214	110,898	110,018
技能実習生	6,791	7,054	8,577	12,049	18,883	27,541	36,589	45,990	64,924	76,567	70,488
外国人建設就労者	—	—	—	—	401	1,480	2,983	4,796	5,327	3,987	1,767
特定技能外国人	—	—	—	—	—	—	—	—	267	2,116	6,360

出典：外国人建設就労者は国交省調べ、特定技能外国人は入管庁調べ、その他は「外国人雇用状況」の届出状況（厚生労働省）  
外国人建設就労者・特定技能外国人は年度末時点、その他は10月末時点の人数

## 1号特定技能外国人の受入状況（2022年3月末時点）

### 国籍別の状況

単位：人

国籍	ベトナム	フィリピン	中国	インドネシア	カンボジア	タイ	ミャンマー	ネパール	その他	合計
人数	4,547	601	406	370	141	88	113	38	56	6,360

### 職種別の状況

単位：人

職種	とび	建設機械施工	型枠施工	鉄筋施工	内装仕上げ	左官	建築大工	配管	コンクリート圧送	建築板金	表装	屋根ふき	保温保冷	鉄筋継手	土工	電気通信	トンネル推進工	合計
人数	1,450	1,118	988	985	423	377	356	254	141	89	50	41	37	19	22	8	2	6,360

# 特定技能外国人受入計画申請認定について

- 国土交通省における申請認定事務の開始  
令和元年4月1日から国土交通本省を窓口申請受付を開始
- 東北地方整備局における申請認定事務の開始  
令和2年4月1日から東北地方整備局に窓口を移し申請受付を開始  
オンラインで申請を受付(国土交通本省ホームページ参照)  
[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_tk2\\_000117.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000117.html)

- 東北地方における受入計画認定数  
建設業認定企業数 218社(全国8099社)  
特定技能外国人数 682人(全国23351人)  
(令和5年3月31日現在)

- 建設分野の2号特定技能外国人に求める実務経験について、令和4年3月に基準が示され、岐阜県内で初認定。  
2022年12月末現在8人

## オンライン申請(外国人就労管理システム)



# 業務区分の統合

## 業務区分の整理の概要

### 【見直し前】

- 業務区分が19区分と細分化されており、業務範囲が限定的
- 建設業に係る作業の中で特定技能に含まれないものがあり、該当専門工事業団体等から特定技能の対象に含めるよう要望あり



### 【見直し後】

※R4年8月30日閣議決定

- 業務区分を**3区分**に統合し、業務範囲を拡大
- 建設関係の技能実習職種を含む**建設業に係る全ての作業を新区分に分類**
- 特定技能外国人の安全性確保等の観点から、専門工事業団体と特定技能外国人受入事業実施法人の連携により**訓練・各種研修を充実**

## 業務区分整理

### 旧業務区分（19区分）

建築板金	内装仕上げ	表装
建築大工	コンクリート圧送	
型枠施工	建設機械施工	
鉄筋施工	トンネル推進工	
とび	土工	
屋根ふき	電気通信	
左官	鉄筋継手	
配管	吹付ウレタン断熱	
保温保冷	海洋土木工	



### その他建設業に係る全ての作業

例：電気工事、塗装、防水施工等

### 1.土木区分

例：コンクリート圧送 とび  
建設機械施工 塗装等



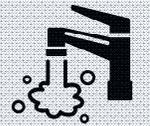
### 2.建築区分

例：建築大工 鉄筋施工 とび 屋根ふき  
左官 内装仕上げ 塗装 防水施工等



### 3.ライフライン・設備区分

例：配管 保温保冷 電気通信 電気工事等



# 業務区分と従事できる工事業の考え方

- ①在留資格上の業務区分は、**作業の性質をもとにした分類**であり、**作業現場の種類による分類ではない**。  
 従事する作業については、**現場を問わず実施可能**。  
 元請け企業においては、**下請け企業との請負契約による工事(作業)**に携わる際に適した在留資格であることを確認【参考1】
- ②各在留資格で実施できる工事の範囲は【参考2】のとおり。

※実際に従事させる場合には、雇用契約上、業務範囲を明確にし、同等の技能を有する日本人と同等以上の報酬となるよう留意が必要。

## <【参考1】特定技能外国人の現場入場イメージ>



請負契約による工事(作業)に適した在留資格であれば、どの現場でも入場可能

土木現場



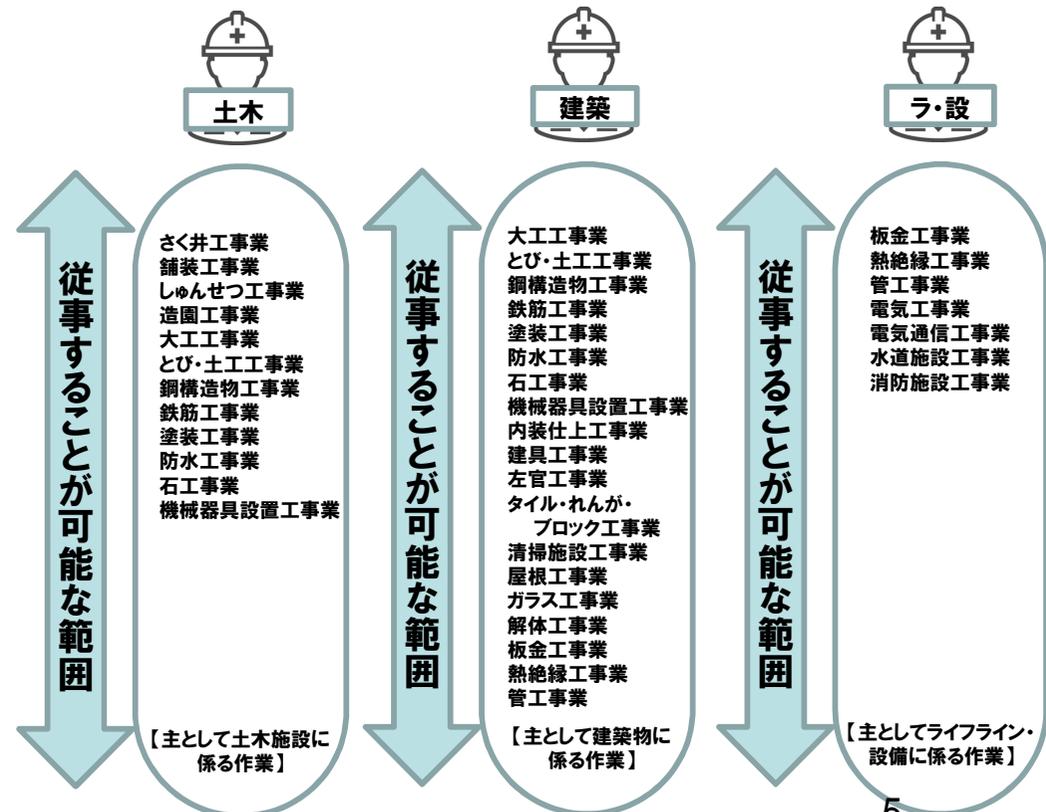
建築現場



ライフライン・  
設備現場



## <【参考2】各在留資格で実施できる工事の範囲>



- ・ 建設技能やコミュニケーションスキルの習得等に関する取組が顕著な外国人就労者を表彰（局長表彰）。
- ・ 外国人材の技能等の更なる向上及び外国人材受入企業における優れた取組みの拡大、さらには、これらが周知されることにより、外国人就労者全体の建設活動に対するモチベーションや技能等の向上そして我が国の建設分野における外国人材の活躍の促進が期待される。
- ・ 2017年度から2021年度まで実施。

## 過去実績

2017年度：建設就労者5名（中国2名、ベトナム2名、フィリピン1名）

2018年度：建設就労者6名（中国3名、ベトナム2名、フィリピン2名）

2019年度：特定技能2名（中国1名、ベトナム1名）、建設就労者3名（ベトナム2名、中国1名）

2020年度：特定技能3名（ベトナム2名、ミャンマー1名）、建設就労者2名（ベトナム2名）

2021年度：特定技能5名（中国2名、ベトナム1名、ミャンマー1名、カンボジア1名）

※受賞者から特定技能2号への移行者が3名誕生している。



令和5年5月11日  
不動産・建設経済局国際市場課

## 「外国人材とつくる建設未来賞」を創設！募集開始！

～特定技能外国人及び受入企業等の日々の研鑽・取組みを表彰します～

建設業における中長期的な担い手確保のため、外国人材の重要性はますます高まっています。外国人材が日本の建設業を舞台に中長期的に活躍できる制度が立ち上げられ、また、その活用も進んできていることを踏まえ、今般、技能やコミュニケーションの習得が顕著な特定技能外国人、その育成に尽力された企業等、さらには、外国人材との接点を契機に新たな事業展開をされた企業の活動を称えるべく、国土交通大臣表彰を創設いたしました。

国土交通省としては、引き続き、外国人材に「選ばれる建設業」であり続けるための取組みを推進してまいります。本日より募集を開始いたしますので、奮ってご応募ください。

### (1) 募集内容

本表彰制度は、下記2部門3賞を募集します。詳細は別紙を参照ください。

#### I 外国人建設技能者部門

① 優秀外国人建設技能者賞

#### II 受入れ企業／団体部門

② 外国人材育成賞

③ 事業展開賞

### (2) 応募方法

以下のホームページより、所定の応募フォーム（WEB 申請）にて受け付けます。

<https://www.mlit.go.jp/ACFHR>

### (3) 応募締切

2023年7月31日（月）17時締切

#### 【表彰制度に関する問い合わせ先】

国土交通省 不動産・建設経済局 国際市場課 寺島、金井  
電話：03-5253-8111（内線 24617、24619）

#### 【I 外国人建設技能者部門の応募に関する問い合わせ先】

一般財団法人 国際建設技能振興機構（FITS）  
電話：03-6206-8877 E-mail : excellent@fits.or.jp

#### 【II 受入れ企業／団体部門の応募に関する問い合わせ先】

一般社団法人 建設技能人材機構（JAC）  
電話：0120-220-353 E-mail : award@jac-skill.or.jp

## I 外国人建設技能者部門

### ① 優秀外国人建設技能者賞

- 応募時点で以下のいずれかに該当していること
  - ・1号特定技能外国人
  - ・2号特定技能外国人
- 応募者は、企業、専門工事業団体及び外国人本人

## II 受入企業／団体部門

### ② 外国人材育成賞

- 継続的かつ効果的に外国人建設技能者の技能及び就労環境向上に取り組んでいる企業若しくは団体
- 応募時点で、以下のいずれかに該当する者を雇用している又はそれらの者に対し技能訓練等を直接提供していること
  - ・1号特定技能外国人
  - ・2号特定技能外国人
- 応募者は、企業及び専門工事業団体その他の団体

### ③ 事業展開賞

- 以下をすべて満たしているもの
  - ア.外国人建設技能者を雇用又はしていた企業
  - イ.平成31年4月1日から現在までの間に、当該外国人建設技能者を活用又は連携により、新たな事業領域の拡大等を図ったもの
- 応募者は外国人建設技能者を雇用又はしていた企業